項目	遵守事項
災害の防止	(1) 土地の形質変更は、最小限にとどめること。
	(2) 降雨量等から想定される雨水を敷地内で処理するなど、有効に 排水できる措置を採り、隣接地や道路への流出を防止する対策を 講ずること。
	(3) 土砂の流出を防止する対策を講ずること。 (4) 盛土面又は切土面の保護が必要な場合は、擁壁、石張り、吹 付、
	法枠、法面排水等の対策を講ずること。 (5) 盛土又は切土をする場合で、地下水により崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある場合は、地下水を排出する施設の設置等の対策を講ずること。
	(6) 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの隔離、崖肩沿いの排 水等により、崖地の崩壊対策を講ずること。
	(7) 湧き水がある場合は、湧き水を排出する施設の設置等の対策を 講ずること。
	(8) 地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の措置を採ること。
良好な景観の形成	(1) 筑波山への眺望景観を阻害しないよう、発電設備の設置位置及 び形態意匠(形態又は色彩その他の意匠をいう。以下同じ。)に 配慮すること。
	(2) 発電設備は、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度 のものを使用し、太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たな いものを使用すること。
	(3) 河川、湖沼等が近接する場合は、水辺空間の景観を損なわない よう、発電設備の設置位置及び形態意匠に配慮すること。
	(4) 幹線道路の街路樹やペデストリアンデッキが近接する場合は、 緑の連続性と調和するよう、発電設備の設置位置及び形態意匠に 配慮すること。
	(5) 尾根線上、高台又は丘陵地に設置する場合は、伐採等により樹木の連続性や稜線を乱したり、土地形状に違和感を与えたりしないよう配慮すること。
生活環境の保全	(1) 事業区域内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがない よう、対策を講ずること。
	(2) 道路の見通しの妨げにならないよう、敷地境界線からの後退等 の対策を講ずること。
	(3) 住宅が近接する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮し て、
	敷地境界から後退させる、植栽を設けて遮蔽するなどの対策を講 ずること。
	(4) 盛土又は切土を行う場合は、土砂の流出による地域の水源の水 の濁りを防止する対策を講ずること。